

平成28年度札幌市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度札幌市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 世 帯 数	953,502世帯
(2) 年 間 配 水 量	188,143,000立方メートル
(3) 1 日 平 均 配 水 量	515,500立方メートル
(4) 主要な建設改良事業	
ア 施設整備事業	

導水施設整備

浄水施設整備

送水施設整備

配水施設整備

配水管布設 80,934メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	
第1款 水道事業収益		44,914,000千円
第1項 営業収益		42,198,000千円
第2項 営業外収益		2,675,000千円
第3項 特別利益		41,000千円

支 出

第1款 水道事業費用	35,981,000千円
第1項 営業費用	33,223,000千円
第2項 営業外費用	2,647,000千円
第3項 特別損失	91,000千円
第4項 予備費	20,000千円
収入支出差引残額	8,933,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額28,139,000千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	7,401,000千円
第1項 企業債	2,000,000千円
第2項 出資金	136,000千円
第3項 固定資産売却代金	128,250千円
第4項 補助金	1,123,677千円
第5項 加入金	789,999千円
第6項 負担金	223,074千円
第7項 水道施設更新積立運用金戻入	3,000,000千円

支 出

第1款 資本的支出	35,540,000千円
第1項 建設改良費	21,114,750千円
第2項 企業債償還金	8,805,250千円
第3項 水道施設更新積立運用金	5,600,000千円
第4項 予備費	20,000千円
収入支出差引不足額	28,139,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
配・給水工事材料購入等	平成29年度	1,540,000千円
庁舎等清掃・管理	平成29年度	157,000千円
配水管等布設工事	平成29年度	2,625,000千円
量水器修繕	平成29年度	143,000千円
水道メーター検針	平成29年度	720,000千円
豊平川水道水源 水質保全工事	平成29年度から 平成31年度まで	928,000千円
白川第3送水管新設工事	平成29年度から 平成30年度まで	1,816,000千円
浄水施設整備工事	平成29年度から 平成30年度まで	437,000千円
配水施設整備工事	平成29年度	998,000千円
上下水道料金 収納関連業務	平成29年度	182,000千円
水道施設等維持管理	平成29年度	2,978,000千円
管理運営等業務	平成29年度	511,000千円
浄水場薬品購入	平成29年度	728,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設整備事業費等	2,000,000千円	証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は普通貸借とする。	9.0%以内	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 (収益的支出)	3,812,019千円
(2) 交際費	100千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、443,039千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち5,860,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 建設改良積立金	5,860,000千円
-------------	-------------

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、4,000,000千円と定める。

平成28年(2016年)2月17日提出

札幌市長 秋元克広